

## 奄美空港脱炭素化推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 奄美空港における脱炭素化の取組の推進に向けて、空港脱炭素化推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び実施その他の空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うため、「奄美空港脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に当たっての協議・助言等
- (2) 推進計画に基づく各施策の達成状況の評価
- (3) その他空港の脱炭素化を推進するために必要となる業務

### (構成)

第3条 協議会の会長及び委員は次のとおりとする。

- 2 会長は、鹿児島県大島支庁建設部建設課長とする。なお、会長が不在のときはあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員は、別表1のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、協議会の議決を経て委員とすることができる。

### (協議会)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 協議会は、第2条に定めるもののほか、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 設置要綱の改廃に関する事
  - (2) 協議会の運営に関する事
  - (3) その他会長が特に必要と認めた事項に関する事
- 4 協議会の議決は、多数決による。
- 5 協議会の委員は、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ又は意見を述べさせることができる。
- 6 会長が必要と認める場合は、協議会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

### (情報公開)

第5条 協議会は、委員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。

- 2 議事次第は、協議会終了後に公開する。

- 3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 4 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第6条 委員、第4条第5項及び第6項の規定に基づき出席する者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、鹿児島県大島支庁建設部建設課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

奄美空港脱炭素化推進協議会委員一覧

	事業所名	備考
1	奄美空港ターミナルビル(株)	空港ビル
2	日本航空株式会社 奄美大島空港所	航空会社
3	Peach Aviation(株)	航空会社
4	スカイマーク(株)奄美空港店	航空会社
5	大島石油(株)奄美空港航空給油所	給油事業者
6	九州電力株式会社	電力事業者
7	出光興産株式会社	再エネ事業者
8	大阪航空局福岡空港事務所	国(無線施設等)
9	福岡航空地方気象台奄美航空気象観測所 (一財 航空機安全運行支援センター奄美事務所)	国(気象施設)
10	奄美市世界自然遺産課	自治体環境部局
11	奄美空港管理事務所	管理者
12	鹿児島県土木部港湾空港課	県
13	鹿児島県大島支庁建設部建設課	会長・事務局